第859号
23.8.26
小郡三井医師会

福県医発第１２８８号（地）
平成２３年　８月２５日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　松 田　峻 一 良
（公 印 省 略）

春日市こども医療費支給制度の改正について

今般、春日市長より平成23年10月１日から「春日市乳幼児医療費の支給に関する条例」を「春日市こども医療費の支給に関する条例」に名称を改め、対象年齢を拡大する旨、通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、具体的な改正内容は別紙のとおりとなりますので貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、春日市役所　国保年金課　医療担当（TEL:092-584-1111）までご照会ください。

記

【今回の改正点】

□こども医療

・入院のみの支給対象年齢を引上げ（小学校１年生から小学校３年生までに拡大）
・所得制限は３歳以上義務教育就学前と同じ（児童手当準拠）
・自己負担額は１日500円の20日限度に変更（現物給付の取扱い）
・平成23年10月１日から施行

※ 義務教育就学前までのこども医療の対象者は、従来の取扱いと変わりません。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　蒲池　壽

２３春国医第　２０４　号
平成２３年８月１８日

福岡県医師会会長　様

春日市長　井 上　澄 和
（国保年金課医療担当）

春日市こども医療費支給制度の改正について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから本市保健福祉及び医療行政には格別な御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記改正については、平成２３年１０月１日から「春日市乳幼児医療費の支給に関する条例」を「春日市こども医療費の支給に関する条例」に名称を改め、対象年齢を拡大するものであります。

具体的な改正内容につきましては、別紙のとおりとなりますので、関係機関並びに会員の皆様方への周知につきましてよろしくお願い申し上げます。

記

【今回の改正点】

□ こども医療

- 入院のみの支給対象年齢を引上げ（小学校１年生から３年生まで）
- 所得制限は３歳以上義務教育就学前と同じ（児童手当準拠）
- 自己負担額は１日５００円の２０日限度に変更（現物給付の取扱い）
- 平成２３年１０月１日から施行

※　義務教育就学前までのこども医療の対象者は、従来の取扱いと変わりません。

福岡県医師会 受付 23.8.22 2327

別　紙

春日市こども医療費助成制度がはじまります

平成23年10月から、これまでの乳幼児医療費助成制度の名称を「こども医療費助成制度」に変更し、医療費助成の対象年齢を拡大します。

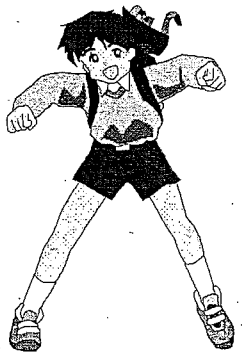

変更内容　入院医療費の助成対象を、１０月から小学校３年生までに拡大します。
ただし、下表のとおり自己負担および所得制限があります。

	３歳未満	３歳以上義務教育就学前まで	小学１年生から小学３年生まで
所得制限	なし	あり　※下表参照	あり　※下表参照
自己負担額	なし	通院　６００円／月（上限） 入院　５００円／日 （月７日限度） ※いずれも１医療機関ごと	入院　５００円／日 （月２０日限度） ※いずれも１医療機関ごと

所得制限限度額表　（現行の乳幼児医療費助成制度と同じ限度額です）　単位：万円

扶養親族等の数	０人	１人	２人	３人	４人	５人
非被用者（※1）	４６０．０	４９８．０	５３６．０	５７４．０	６１２．０	６５０．０
被用者又は公務員（※2）	５３２．０	５７０．０	６０８．０	６４６．０	６８４．０	７２２．０

＊　扶養親族等の数が２人以上の場合の限度額は、１人につき３８万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは４４万円）を加算した額になります。

＊　（※1）国民年金加入者、（※2）厚生年金加入者等を指します。

※　義務教育就学後において、重度障害者医療又はひとり親家庭等医療の対象となる方は、こども医療は適用されません。

★ ご注意ください★

１０月以降に申請された場合、こども医療の資格取得日は申請月の初日となります。